

逗子市訓令第9号

逗子市緊急財政対策本部規程を次のように定める。

平成29年6月23日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市緊急財政対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、現下の厳しい財政状況を踏まえ、緊急の財政対策を講じるため、逗子市緊急財政対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 対策本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財政の危機的な状況に対応する緊急対策を講じるための基本方針の策定に関すること。
- (2) その他必要な対策の検討に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、逗子市庁議規程（平成元年逗子市訓令第10号）に規定する部長会議の構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）とする。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて対策本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(代理者の出席)

第5条 本部員は、やむを得ない理由により対策本部の会議に出席できないときは、本部長の承認を得て代理の職員を出席させることができる。

(協力の要請)

第6条 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。